

一般社団法人日本雪合戦連盟
競技規則、細則及び審判規則の一部改正施行について

標記について、平成24年11月3日開催した専門委員会(ルール委員会)において、雪合戦競技の現状を検証の結果競技規則の一部を改正、1年間の猶予期間を設け平成25年10月1日改正施行としました。また、平成26年11月1日開催した専門委員会(ルール委員会)においてフライングについての解釈の統一がなされました。

但し、本年度もルールブックの作成を行わないため、下記に内容をまとめました。

熟読していただき新たなルールへの理解を深め、正しく実践できるようお願いいたします。

1、中断・再開の変更について

●競技規則(中断)第23条

細則2 中断の合図があったとき競技者は、雪球を持ったままその場に留まる。



細則2 中断の合図があったとき競技者は、手に持った雪球すべてをその場に置き、審判の指示を待つ

●(再開)第24条 競技の再開は、次により行う。

1. 両チームそれぞれバックライン上に雪球をもって整列し、再開の合図を待つ。



1. 両チームそれぞれバックライン上に整列し、再開の合図を待つ。
2. 整列時には、新たに自コート内に有る雪球を1個持つことができる。
3. 競技の再開は、主審の合図による。

2、フライングに関する変更

●競技規則 第3章 禁止行為 (反則)第28条 大会中、次の行為を犯した場合、反則とする。

7. 開始時及び再開時のフライング行為。←削除する。(以下、8, 9を7, 8に番号を繰り上げ)

●競技規則(罰則)第29条 反則による罰則は、次のとおりとする。

2. 前条5. 6. 7の反則を犯した場合⇒前条5. 6の反則を犯した場合。(変更)

4. チームが……。ただし前条8. 9について⇒前条7. 8について。(変更)

●競技規則(競技者アウト)第16条 次の競技者は、アウトとなる。

10.開始時又は再開時にフライングをした競技者。 (加える)

●審判規則(アウトの宣告)第10条 10.開始時又は再開時にフライングをした競技者。 (加える)

●競技規則(フライング)第21条

開始時又は再開時に、主審が両手を広げてから開始の合図をするまで競技者はバックラインに足を置き開始を待つ。

開始合図より前に足がラインを離れる、あるいは雪球を投げた場合をフライングという。(定義づけ)競技者は静止する必要はない。